

春秋二倍暦から見る日本書紀

2025年4月

最新修正：2025年11月6日

椎名 裕信

正式公開先:Zenodo

著者名:椎名 裕信 (Hironobu Shiina)

ORCID : 009-0005-6158-3320

連絡先:h.shiina.contact@gmail.com

代表 DOI:10.5281/zenodo.15306422

ライセンス:CC BY-NC-SA 4.0

* 本論文は、春秋二倍暦説の適用についての概略をまとめたものです。

本文の改訂は誤字修正などの軽微な修正にとどめ、内容的な更新は行いません。

解釈や詳細な分析については、Zenodo に掲載している各論ファイルにて随時更新しています。

(一部の解釈は本稿から大きく修正されています。)

著者識別情報 (ORCID) : <https://orcid.org/0009-0005-6158-3320>

研究データ公開先 (Zenodo) : <https://zenodo.org/> より検索してください。

はじめに

本論は春秋二倍暦説から『日本書紀』の構造を検証するものである。その構成は次のように行う。

1. 春秋二倍暦説の概観
2. 日本書紀と魏志倭人伝（※）
3. 日本書紀と宋書倭国伝から見る倭の五王
4. 欠史八代
5. 邪馬台国論考
6. 結び

(注)

1. 三国志魏書東夷伝倭人条を魏志倭人伝と記す。
2. 『日本書紀』に本紀が立てられている天皇及び皇后は、特段の記載がない場合、漢風諡で記述する。
3. 曆法については、特に記載がない場合は西暦を用いる。
4. 本論では、各章末に簡易的な参考資料を併記しているが、正式な参考文献リストは末尾にまとめて掲げた。

1. 春秋二倍暦概観

春秋二倍暦説とは、『魏志倭人伝』の中の「魏略」から引いた注記「その俗、正歳四時を知らず、ただ春耕秋収を記して年紀となすのみ」の記述より、春と秋にそれぞれ年を数えていた、すなわち 1 年を 2 年として数えていたという説である（以下「倍暦法」という）。

この倍暦法は、明治時代に日本に赴任していたデンマーク人ウィリアム・ブラムセン氏が、明治 13 年に出版した『和洋対暦表』およびその英語版『Japanese Chronological Tables』で、日本の古代天皇の異例の長寿に対する説明として記したものである。

実証性の薄さから学会において注目・支持はされなかったが、1970 年代以降、吉田武彦氏が自説の補強として取り上げ、主に民間の歴史マニア層に一定の知名度を得ている。

本論では、基準年として、高句麗の好太王碑（広開土王碑）の「辛卯年」（391 年）の「百残新羅舊是屬民由來朝貢而倭以未卯年來渡海破百殘新羅以為臣民」との記述と、『日本書紀』における神功皇后の三韓征伐記事を照合し、391 年を神功皇后元年とする。

(参考文献略)

2. 日本書紀と魏志倭人伝

『魏志倭人伝』における魏の使者の訪日記録は、景初 2 年（238 年）から正始 8 年（247 年）までの期間にわたる。これは 391 年から 153 年前および 144 年前にあたる。

これを倍暦期間であったと仮定した場合、それぞれ 306 年前、288 年前となる。

これを神武天皇元年からの年数（皇紀）を用いて考えると、神功皇后元年は皇紀 861 年にあたるため、上記の年数を引くと、皇紀 555 年、573 年となる。

これは開化天皇 51～52 年から崇神天皇 9～10 年にあたる。

(注)

1. 2 つの数字が記載されているのは、倍暦のため 1 年が 2 年分に相当するためである。
2. 開化天皇は開化天皇 60 年（西暦 242 年頃）に崩御。

『日本書紀』には女王に直接該当する記載はない。しかし、開化天皇崩御後、崇神天皇 5 年の記事に「国内に疾疫多くして、民死亡れる者有りて、且大半魏なむとす」、6 年の記事に「百姓流離へぬ。あるいは背叛くもの有り」とあり、疫病が流行し、民が流離し、反乱する者があったとの記録がある。この対処として豊鍬入姫に天照大神を祀らせた記事が記されている。

一方、『魏志倭人伝』の正始 8 年（247 年）の記述には、「卑弥呼以て死す。（中略）男王を立てしも、国重複せず、更々相誅殺し、當時、千余人を殺す。また卑弥呼の宗女壱与歳十三なるを立てて王となし」とある。

両者の記事を比較すると、前王の死後、国に乱れがあり、王族の女性が登場するという一致点が見られる。

（補足：2025 年 8 月追記）

本論では魏志倭人伝の現在伝わっている半に従って景初 2 年としているが、景初 3 年の誤記であるというのが一般的な説である。その場合は、魏の使者が日本に来たのは西暦 239 年で皇紀では 557 年、開化天皇 53～54 年となる。

（参考文献略）

3. 日本書紀と宋書倭国伝から見る倭の五王

(A) 宋書から見る日本の遣使

中国の『宋書』（ただし最初の年〈413年〉のものは『晋書』）に記録されている日本からの遣使の年は次のとおりである。

西暦

- 413年（『晋書』）
- 421年
- 425年
- 430年
- 438年
- 443年
- 451年
- 460年
- 462年
- 477年
- 478年

これにより記録がある年は計 11 年となる（なお、『南齊書』東南夷伝および諸番職貢図巻の記述より、479 年にも遣使があったとする説がある）。

王の名前が記載されている遣使については次の通りである。

王名と遣使年

- 倭王讚：421 年、425 年
- 倭王珍：438 年
- 倭王濟：443 年、451 年
- 倭王興：462 年
- 倭王武：478 年（479 年？）

（参考文献略）

(B) 倭の五王の比定

B-1. 日本書紀の紀年を準用した場合

本論では、神功皇后元年を 391 年とした上で、日本書紀の記述に基づいて神功皇后から繼体天皇までを当てはめていく。

すると、各天皇の在位年は次のようになる。

天皇名	在位年	即位年	崩御年	倭の五王の遣使年
神功皇后	69 年	201 年	269 年	—
応神天皇	41 年	270 年	310 年	—
仁徳天皇	87 年	313 年	399 年	—
履中天皇	6 年	400 年	405 年	—
反正天皇	5 年	406 年	410 年	—
允恭天皇	42 年	412 年	453 年	讚（421 年・425 年）、 珍（438 年）、 濟（443 年・451 年）
安康天皇	3 年	454 年	456 年	—
雄略天皇	23 年	457 年	479 年	興（462 年）、 武（478 年・479 年？）
清寧天皇	5 年	480 年	484 年	—
顯宗天皇	3 年	485 年	487 年	—

仁賢天皇	10 年	488 年	498 年	—
武烈天皇	8 年	498 年	506 年	—
繼体天皇	25 年	507 年	531 年	—

しかし、この配列では、明らかに史実との整合性が取れない。

また、神功皇后元年を 391 年と設定しても、391 年から繼体天皇元年 507 年までは 116 年であり、各天皇の在位年の合計（307 年）と大きな乖離がある。暦を考慮しても、単純な半減では説明できないことがわかる。

B-2 神功皇后の在位年についての取り扱いについて

『日本書紀』では、神功皇后が政治を執り行っていた期間に在位していた天皇は存在せず、神功皇后が「称制」を行っていたとされている。しかし、神功皇后は開化天皇の男系四代子孫であり、同書においては、応神天皇の男系五代子孫である繼体天皇の即位や、女帝である推古天皇・齊明天皇（重祚して皇極天皇）・持統天皇の即位を認めているにもかかわらず、神功皇后のみ即位となしい扱いとなっている。

この点から、実際には神功皇后が、誕生したばかりの幼帝・応神天皇の事実上の摂政として政務を担っていた可能性が高いと推測できる。三韓征伐および帰国後の出産が神功皇后元年の出来事とされていることから、神功皇后元年である391年は、同時に応神天皇元年でもあったと想定できる。

また、本論で前提とする倍曆法を考慮し、応神天皇元年を391年とした場合、次のような想定年表が成立する。

天皇名	在位年	倍曆時 の実年	即位の想定 年	崩御の想定 年	倭の五王の遣使年
応神天皇	41 年	20 年	391 年	411 年	—
仁徳天皇	87 年	43 年	413 年	455 年	讚 421・425 年、珍 438 年、 済 443・451 年
履中天皇	6 年	3 年	456 年	459 年	—
反正天皇	5 年	2.5 年	460 年	462 年	興 462 年
允恭天皇	42 年	21 年	463 年	484 年	武 478・479 年
安康天皇	3 年	1.5 年	484 年	486 年	—
雄略天皇	23 年	11.5 年	486 年	498 年	—
清寧天皇	5 年	2.5 年	499 年	502 年	—
顯宗天皇	3 年	1.5 年	503 年	504 年	—

仁賢天皇	10年	5年	505年	510年	—
武烈天皇	8年	4年	510年	514年	—
繼体天皇	25年	—	507年	531年	—

この時点ではまだ年数の不一致が存在するが、後述する調整により整合性を高めることが可能となる。

B-3 応神天皇と仁徳天皇の関係性

応神天皇と仁徳天皇については、『日本書紀』および『古事記』の記述から、次のような関係性が見受けられる。

- 応神天皇は『日本書紀』に、仁徳天皇は『古事記』に、それぞれ「枯野（かれの）」の地名に関する説話を持つ。
- 『日本書紀』および『古事記』におけるカミナガヒメ（髪長媛）に関する説話において、両天皇とも円満に関与している。

- ・『古事記』において、応神天皇の記事中に現れる吉野での歌が、仁徳天皇の即位に際して行われる大嘗祭にふさわしい形式となっている。
- ・応神天皇に関しては幼少期の説話、仁徳天皇に関しては成年後の説話が中心である。

これらの点から、直木孝次郎氏などが「応神天皇と仁徳天皇は同一人物ではないか」という説を提起している。

ただし、これだけでは年表上の問題を解決することには至らない。しかし、エピソードの時期（幼少期・成年後）に着目し、仁徳天皇の在位年の前半部分が応神天皇の在位年と重なっていたと仮定して年表を再構成すると、次のようになる。

天皇名	在位年	倍曆だった場合の実年	即位の想定年	崩御の想定年	倭の五王の遣使年
応神天皇	41 年	20 年	391 年	411 年	—
仁徳天皇	87 年	43 年	391 年? (413 年)	434 年	讚 421 年・425 年

履中天皇	6年	3年	434年	437年	—
反正天皇	5年	2.5年	438年	440年	珍 438年
允恭天皇	42年	21年	441年	461年	濟 443年・451年
安康天皇	3年	1.5年	462年	463年	興 462年
雄略天皇	23年	11.5年	463年	475年	—
清寧天皇	5年	2.5年	476年	479年	武 478年・479年?
顯宗天皇	3年	1.5年	480年	481年	—
仁賢天皇	10年	5年	482年	487年	—
武烈天皇	8年	4年	488年	492年	—
繼体天皇	25年	—	507年	531年	—

このように仮定すると、年表の整合性が大きく向上する。なお、武烈天皇の崩御と繼体天皇の即位の間には空白期間が生じるが、これは別途検討する必要がある。

B-4 倍暦の修正と考古学的な裏付け

前節 B-1 で作成した年表と比較すると、武烈天皇の崩御年に 14 年間のズレが発生している。このズレについて考察すると、今回の論では倍暦を使用していたこと、また一般的に繼体天皇以降の記録は史実性が高いとされていることから、この 14 年の空白期間は倍暦から通常の暦法（1 年を 1 年と数える方式）へと変更されたためであると推測できる。

この暦法修正が行われた時期を考えると、14 年のズレは倍暦では 2 倍に相当するため、28 年分を遡って調整する必要がある。

B-1 において、武烈天皇の崩御年を 498 年としたが、これに 28 年を遡ると 470 年となる。また倍歴においては年を 2 つに分けることから 469 年もありうる年となる。仁徳天皇の生まれ年を 391 年とし、崩御年が 434 年で、かつ、日本書紀に記載の治世が 87 年であることからすると、当てはまるのは 469 年となり、この年は雄略天皇の 13 年に相当する。すなわち、雄略天皇 13 年（469 年）に暦法の切り替え（倍暦の終了）が行われたと推定できる。

さらにこの 470 年という年は、稻荷山古墳出土の鉄剣に刻まれた年の前年となる。この鉄剣には十干十二支による年紀が刻まれており、日本列島で確認され

ている最古の干支年号記録である。この点から、暦年変更の記念として作成されたものであったと考えることができる。

以上を踏まえて、暦法変更を適用した修正版の年表を作成すると次のようになる。

天皇名	在位年	倍暦だった場合の実年	即位の想定年	崩御の想定年	倭の五王の遣使年
応神天皇	41 年	20 年	391 年	411 年	—
仁徳天皇	87 年	43 年	391 年? (413 年)	434 年	讚 421 年・425 年
履中天皇	6 年	3 年	434 年	437 年	—
反正天皇	5 年	2.5 年	438 年	440 年	珍 438 年
允恭天皇	42 年	21 年	441 年	461 年	濟 443 年・451 年
安康天皇	3 年	1.5 年	462 年	463 年	興 462 年
雄略天皇	23 年	(倍暦 6.5 年 + 通常 10 年 = 16.5 年)	463 年	479 年	武 478 年 ・ 479 年?

清寧天皇	5 年	—	480 年	484 年	—
顯宗天皇	3 年	—	485 年	487 年	—
仁賢天皇	10 年	—	488 年	498 年	—
武烈天皇	8 年	—	498 年	506 年	—
繼体天皇	25 年	—	507 年	531 年	—

この修正により、年表上の矛盾は解消され、倍曆から通常暦への切り替え時期を 470 年とする仮説が、考古学資料とも整合する形で説明可能となった。

B-5 倭の五王の比定

B-4 で提示した修正版年表に基づくと、倭の五王は次のように比定できる。

- 倭王讚：仁徳天皇
- 倭王珍：反正天皇
- 倭王濟：允恭天皇
- 倭王興：安康天皇
- 倭王武：雄略天皇

ここで一つ注意すべき点がある。

『宋書』では「讚死して弟珍立つ」と記されている。しかし、『日本書紀』において仁徳天皇と反正天皇は親子関係であり、弟ではない。一見すると矛盾しているように見える。

ただし、反正天皇は履中天皇の弟であることが日本側の記録に示されている。

履中天皇は仁徳天皇の皇子であるため、履中天皇と反正天皇は兄弟である。つまり、反正天皇は「前代の王（履中天皇）」の弟であった。

これにより、中国側が得た情報の解釈に混乱が生じた可能性が考えられる。すなわち――

- 日本側の報告では「前の王（履中天皇）の弟が即位した」と伝えた。
- しかし中国側では「讚（=仁徳天皇）の死後、弟珍が立った」と解釈されて記録された。

この場合、問題となるのは「讚死」と「弟珍立」の時間軸上の誤認だけであり、全体の比定には大きな影響を与えないと考えられる。

したがって、倭の五王の比定は

- ・ 倭王讚：仁徳天皇
- ・ 倭王珍：反正天皇
- ・ 倭王済：允恭天皇
- ・ 倭王興：安康天皇
- ・ 倭王武：雄略天皇

と見て、ほぼ間違いないであろう。

また、王名の記録がない遣使年も含めると次のようになる。

天皇名	在位年	実在位年	即位の 想定年	崩御の 想定年	倭の五王の 遣使年
応神天皇	41 年	20 年	391 年	411 年	—
仁徳天皇	87 年	43 年	391 年？	434 年	讚 421 年・425 年
			(413 年)		(413 年・430 年)
履中天皇	6 年	3 年	434 年	437 年	—

反正天皇	5年	2.5年	438年	440年	珍 438年
允恭天皇	42年	21年	441年	461年	濟 443年・451年 (460年)
安康天皇	3年	1.5年	462年	463年	興 462年
雄略天皇	23年	16.5年	463年	479年	武 478年・479年? (477年)
清寧天皇	5年	—	480年	484年	—
顯宗天皇	3年	—	485年	487年	—
仁賢天皇	10年	—	488年	498年	—
武烈天皇	8年	—	498年	506年	—
繼体天皇	25年	—	507年	531年	—

※括弧内は倭王名の記載がない遣使年（不明王の遣使）である。

概ね、即位後まもなく遣使を行っていることがわかる。ただし、雄略天皇のみ晩年に遣使を送っている。これは雄略天皇が篡奪に近い形で即位したため、即位直後は国内の平定を優先したことが影響している可能性がある。

B-6 神功皇后紀・応神天皇紀について

上記のように、倭の五王の比定については整合を見たが、さらに精密に見ていくと、神功皇后紀および応神天皇紀の記述は、仁徳天皇の在位年の前半部分と重なっている可能性が高いことがうかがえる。

では、この「重なり」とは何を意味するのか。

(1) 神功皇后の称制期間について

『日本書紀』では、神功皇后は69年にわたり称制し、100歳で崩御したと記されている。

ここで注目すべきなのは、神功皇后紀の「52年」の記事である。

「乃ち孫枕流王に語りて曰く、『今我が通う所の、海の東の貴國は、是天の啓きたまふ所なり。是を以て、天恩を垂れて、海の西を割きて我に賜へり。是に由りて、国の基永に固し』（以下略）」

というものであり、近肖古王が孫の枕流王に日本との友好を促す場面が描かれている。

しかし、近肖古王・枕流王とともに、実際には 391 年以前、すなわち三韓征伐（391 年）以前に既に没している。特に枕流王は 385 年に没している。

このため、もし神功皇后が 391 年に三韓征伐を行ったならば、この「52 年目」の記事が矛盾するように見える。

ここで、重要な推定が成り立つ。

- 神功皇后の崩御年（応神天皇の崩御年と同じく 411 年と推定）
- 枕流王の没年（385 年）
- そのときの神功皇后の実年齢（約 25 歳）

これらを考え合わせると、神功皇后「52 年目」の記事は、称制期間の「52 年目」ではなく、神功皇后の「宝算（享年）52 歳」時点の記事であり、しかも枕流王の死を追悼した内容だったと推定できる。

さらに、「枕流王」を「とむるおう」と読む不自然さからも、日本書紀の原資料には「弔う」意味の「とむ」という文字が添えられていた可能性がある。

すなわち、

- 神功皇后の「52年目」の記事は、実際には神功皇后の年齢ベース（52歳頃、387年）での枕流王追悼記事だった。
- 日本書紀編纂時に、年齢の記録をそのまま政務年と誤認したため、「称制52年目」の記事として誤って編集された。

と見ることができる。

このことから、神功皇后紀の年間記事は、

- 神功皇后自身の年齢記録
- 三国志や百済本紀等の外交記録の当てはめ
- 仲哀天皇の崩御直後の軍事行動（＝三韓征伐）

を機械的に組み合わせた結果生じたものであり、必ずしも実際の称制期間を正確に示しているものではないと推測できる。

また、『日本書紀』が魏志倭人伝などを引用した際に、倍曆法の観念を持たず、単純に遡って機械的に挿入した形跡があることも、神功皇后紀の記述混乱を説明する材料となる。

なお、神功皇后紀が69年で打ち切られているのは、おそらく、以後の原資料が失われていたため、編纂者がその時点で打ち切ったものと考えられる。

（2）応神天皇年間について

前項で見たように、神功皇后は 411 年に崩御していたと推定できる。

この前提に立つと、応神天皇の在位年（391 年～411 年）は、実際には神功皇后の政治執行期間だったとみなすことができる。

神功皇后紀に記された「称制 69 年」から、享年（100 歳）との差である 32 年間（ $69 \text{ 年} - 32 \text{ 年} = 37 \text{ 年?}$ ）について整理すると、次のように考えられる。

- 神功皇后紀に記録された前半の 69 年間は、基本的に神功皇后の年齢記録に基づいている。
- このうち、称制 61 年～69 年にあたる最終の 9 年間（実年 4.5 年相当）は、応神天皇が幼年であったため、神功皇后名義で政務記録が続いた可能性がある。
- その後、応神天皇の名義で政務記録が開始され、応神天皇紀に記録が移行したと推測できる。

この推定により、神功皇后の崩御とともに応神天皇の実質的親政が始まったこと、そして応神天皇の末年と仁徳天皇の即位の間に「空白期間」が存在する理由も説明可能である。

この「空白期間」は、神功皇后の服喪（喪に服する期間）によるものと考えるのが自然である。

また、応神天皇には「胎中天皇（はらのうちにましますすめらみこと）」の異称がある。

この異称については、一般には「胎児のうちに国政に関わった伝説」とされるが、本来的には

- 母親（神功皇后）が摂政を務めていたため、
- 応神天皇自身は幼少期に実権を持たなかったことを指す称号であった可能性が高い。

加えて、応神天皇と仁徳天皇が同一人物（あるいは双子）であるかについては、本論では断定を避けるが、いずれにせよ

- 仁徳天皇の前半期は応神天皇と時期が重なっていると見る方が、年表上も歴史的整合性も高い。

なお、繼体天皇が応神天皇の五世孫とされている問題についても、応神天皇の実在期間が約20年以上あるならば、五世孫という血統関係も十分成立しうるため、大きな矛盾はない。

神功皇后・応神天皇・仁徳天皇の関係まとめ

※備考

- 応神天皇の崩御年を 411 年とすれば神功皇后と同時期に没したと仮定。
ただし、仁徳天皇と同一人物の場合、実際は 434 年となる。
- 「仁徳天皇の在位＝応神天皇 + 仁徳天皇の合算」とみなすと、記録の収束・重複が想定される。

区分	『日本書紀』 の在位年	倍暦上の推 定在位年	想定される実 在位年	生年	崩御年
神功皇后	69（称制）	41	20	362(361?)	411
応神天皇	41	41	20	391	(411?) 434
仁徳天皇	87	46 (87-41)	20 (43-20-3)	391	434

神功皇后の「享年 100 歳と称制 69 年」についての整理

区分	解釈	誤認の原因	考察内容
称制 69 年	実際には「誕生からの記録」 = 年齢記録	原資料に「69 年間の記録」 + 享年 100 とあった → 編者がすべて政務年と誤解	年齢記録を政務年と見なした構造的な誤認
称制 41 年中の 9 年	応神天皇の幼少期 → 神功皇后名義での記録	名目上は応神即位だが、政務は神功皇后によるもの	段階的に応神天皇に政務記録が移行した可能性
応神天皇の名義記録 32 年	神功皇后の後半記録が応神天皇紀に移行	神功皇后享年 100 歳 - 称制 69 年 = 31 年	神功皇后の記録終了とともに応神の記録へ

神功皇后紀における外交記事の混乱と構造的問題

問題点	説明
原資料の引用構造が混乱	倍曆の概念を理解せず、年数を現代的に直線的に 遡ったことで誤配置が発生
神功皇后 52 年を基準に した疑い	百済本紀などを、神功皇后の「宝算 52 年」に合わ せて参考・引用した形跡がある
三韓征伐と魏志倭人伝の 重複	仲哀天皇の崩御と三韓征伐記録が一体化し、神功 皇后元年に機械的に配置された可能性がある
魏志倭人伝類似の記述	単に年数を遡ることで 3 世紀中頃に到達する → 中国文献との整合狙いで付記された可能性

4. 欠史八代

第十代・崇神天皇より前の八代（初代神武天皇～第九代開化天皇）は『日本書紀』に記述がほとんど存在せず、「欠史八代」と呼ばれ、その実在性について疑問視されることが多い。

しかし、本論1章・2章で見てきたように、『魏志倭人伝』に記載された時代（景初年間＝3世紀中葉）は、日本書紀の編年と照合すると開化天皇末年～崇神天皇初年に相当する。この点から、開化天皇の実在性が高いと見なすことができ、いわゆる「欠史八代」はすべて虚構とする通説には疑義が生じる。

以下では、欠史八代のうち、特に記録と照合可能な天皇を中心に検証を行う。

A. 倭国王「帥升」等の遣使と孝安天皇の関係

『後漢書』安帝紀・永初元年（107年）の記述：

「倭国王帥升等、生口百六十人を献じ、願って朝見を請う。」

この記述は、倭国王が後漢に生口（人身）を献上し、謁見を求めた外交記録である。107年は本論の基準年である391年（神功皇后元年）から284年前にあたる。倍曆法を適用すると、倍の568年を遡ることになり、皇紀293年、すなわち第6代・孝安天皇の治世と重なる。

孝安天皇の和風諡は「日本足彦国押人天皇（やまとたらしひこくにおしひとのすめらみこと）」であり、その諱は「押人（おしひと）」であったと推定される。

一方、「帥升（すいしょう）」という漢音表記については、実際には「師升（ししょう）」の誤写であった可能性が高く、実際、『翰苑』『通典』など後世の書物では「師升」と記されている例が多い。「師升等」とした場合、「おしひと」との音の類似性が顕著であり、倭国王＝孝安天皇である可能性を推定しうる。

また、「王」は呉音では「ウォ（wo）」の音に近く、「王」の部分 자체も音写の一部であった可能性があると考えられる。したがって「王帥升等」は「ヲシショト」、すなわち「おしひと」の音写であると推定することもできよう。以上の点から、孝安天皇が後漢に使者を派遣したかどうかは断定できないが、記録との音の符合は高く、その可能性は否定しきれない。

B. 稲荷山古墳出土鉄剣と孝元天皇・大彦命の関係

埼玉県・稻荷山古墳より出土した鉄剣には、製作者「乎獲居（おわけ）」と、その祖先「意富比拏（おおひこ）」の名が刻まれている。

この「意富比拏」は、『日本書紀』に登場する第8代・孝元天皇の皇子であり、崇神天皇により北陸道に派遣された「大彦命（おおひこのみこと）」と同一人物である可能性が高いとされている。

この鉄剣の銘文は5世紀後半のものであり、後世に伝えられた系譜の信憑性を裏付ける有力な考古学資料とされる。

C. 欠史八代の記録欠如の背景についての考察

欠史八代に記録がほとんど存在しない一方、第十代・崇神天皇以降では明確な記事が残されている。この差異は記録の意図的抹消ではなく、当時の記録能力の有無に起因する可能性がある。

第2章で見たように、崇神天皇の時代には『魏志倭人伝』に該当する外交記録が存在し、倭と魏の間で使者の往来が行われていた。特に魏志倭人伝には「帶方郡の使者は伊都国に常に駐まる」との記述があり、魏の使者が常駐していた施設の存在が推測される。これは、中国からの知識人あるいは官吏によって、文字文化が日本に伝來した可能性も考えることができよう。

これに対して、開化天皇以前の時代では記録媒体や記録能力自体が未成熟であり、記録がなかったのではなく「記録できなかった」ために、結果として史料が残らなかったと考える事もできる。

もちろん、乙巳の変（645年）以前に蘇我氏の本拠が焼失した際、所蔵していた「天皇記」「国記」などの記録が失われたことも一因であるが、それ以前の時代において詳細な年代記が残っていない理由の大半は、「記録能力の欠如」に起因する可能性が高いと思われる。

5. 邪馬台国論考

本章では、『魏志倭人伝』に記された邪馬台国と、『日本書紀』の記述との比較から、その実像に迫る考察を試みる。

A. 女王国について

『日本書紀』において、女王が国を治めたという記載は存在しない。一方、『魏志倭人伝』では邪馬台国が女王によって治められていると記されている。ここに大きな齟齬が存在するが、前述した卑弥呼死後の混乱に関する記事の一 致から、何らかの誤解が生じた可能性が考えられる。

日本側では、太陽神である天照大神を最高神として信仰していた。このため、倭国の使者が魏に対して「我が国は太陽の女性神を祀る」と説明したところ、中国側では女性の神を祭祀している=女王が支配していると誤解された可能性がある。

まとめると、

- 日本の認識：太陽の女神（天照大神）を奉斎している
- 中国側の受け止め：女神＝女王が支配している

このため、『魏志倭人伝』における「卑弥呼＝女王」という理解が生まれた可能性が高いと考えられる。

また、隋書倭国伝では推古天皇の時代にもかかわらず、男性名義の「阿毎多利思比孤（アメタリシヒコ）」を倭王と記録しており、必ずしも現地の支配者の性別認識が正確に伝わっていたわけではない事例が存在する。この点からも、女王認識の誤解は十分に想定しうる。

B. 卑弥呼について

『魏志倭人伝』における卑弥呼の登場は、西暦 238 年頃にあたる。日本の伝承に照らすと、ちょうど開化天皇が在位していた時期と重なる。

卑弥呼の名前の由来については、次の 2 つの仮説が考えられる。

B-1. 開化天皇の諱からの音写仮説

開化天皇の和風諡号は「稚日本根子彥大日日天皇（わかやまとねこひこおおひひのすめらみこと）」である。このうち「オオヒヒ」という要素に注目すると、「ヒ」という音素が存在しており、また尊称「ミコト」を伴っていたことから、これが中国側に「ヒミコ」として伝わった可能性がある。つまり、「オオヒヒノミコト」が短縮・音写されて「ヒミコ」と記録されたと考える説である。

B-2. 「日御子（ひのみこ）」 尊称仮説

もう一つは、「日御子（太陽の子）」という尊称が存在していた可能性である。日本神話において天皇は天照大神の子孫とされ、太陽神の代理人として地上を統治すると信じられていた。このため、天皇に対して「日御子」という尊称が用いられ、それが「ヒミコ」と音写された可能性も考えられる。

この 2 つの仮説のいずれがより妥当かは断定できない。

太陽神信仰を背景とするなら「日御子」説（B-2）の方が自然ではあるが、魏志倭人伝では卑弥呼の死後、同じ「ヒミコ」という名で継承される人物は登場しないため、単発の固有名詞（B-1）であった可能性も捨てきれない。

また、「日御子」という尊称が当時実際に使われていたかについても確たる史料は存在しない。

（補記）150 年ほど後年のことを行う記事であるが、「古事記」の応神天皇記において、吉野での歌の中に次の和歌がある。ここでは応神天皇をホムタの日の御子としており、日御子が天皇の異称であった可能性を示すものである。

本牟多能 比能美古 意富佐邪岐 意富佐邪岐 波加勢流多知 母
登都流藝 須惠布由 布由紀能須 加良賀志多紀能 佐夜佐夜。

*書き出しが「本牟多能（譽田別：応神天皇）の比能美古（日の御子）は、意富佐邪岐（大鷦鷯：仁徳天皇）であり、（以下略）」となつており、応神天皇である仁徳天皇としていることから応神天皇と仁徳天皇が同一人物であるとの示唆もしている。

C. 魏（中国）の使者の道程について

『魏志倭人伝』には、当時の倭人の生活習慣が詳細に描かれている。特に伊都国までの行程については、帶方郡からの道のり、里程、日数が具体的に記録されている。

これに対して、伊都国以降、邪馬台国に至るまでの道程は、距離ではなく「日数」による記述となり、地名の列挙と概略的な描写にとどまっている。

このことから、魏の使者が伊都国以降、実際に奥地まで赴いていたかには疑問がある。

さらに、『隋書』倭国伝には「夷人は里数を知らず、ただ日をもって計る」とあり、距離感覚に乏しい倭人の特性が指摘されている。

また、『魏志倭人伝』では、帶方郡の使者は「伊都国に常に駐まる」と明記されている。

「至」ではなく「到」の字が用いられていることも注目に値する。「至」は單なる到達を意味するが、「到」は目的地への到着を強調する表現であり、伊都国が使者たちの事実上の終着点であった可能性を示唆している。

これらの状況証拠からすると、魏の使者は伊都国に滞在して倭国全体の情報を収集しただけで、邪馬台国そのものには到達していなかったと推定できる。そのため、邪馬台国の具体的な内部事情や、卑弥呼の宮廷の様子について、詳細な描写が『魏志倭人伝』に見られない理由も理解できる。

D. 邪馬台国の記載について

現存する『魏志倭人伝』では、邪馬台国の表記は「邪馬壹国（邪馬壱国）」となっている。

しかし、後漢書やそのほかの魏志倭人伝を引用した文献では「邪馬臺国（邪馬台国）」と記載されており、これは「壹（壱）」と「臺（台）」の誤写、あるいは転写ミスによるものと考えられている。

本論でも、邪馬壹国の本来の表記は邪馬臺国であったとみなす。

さらに、『魏志倭人伝』に記載された卑弥呼の死後、13歳の宗女壹与（壹与）が新たな王となったという記事についても同様に考えられる。

本来は「臺与（台与）」であり、読みは「トヨ」であったと推定できる。この「トヨ」という音は、『日本書紀』に記載される崇神天皇の皇女・豊鍬入姫命（トヨスキイリヒメ）と一致しており、関連性が高いと考えられる。

また、豊鍬入姫命は、崇神天皇の時代に天照大神を祀るために斎宮に立てられた皇女であり、血統上も崇神天皇の娘であることから、崇神天皇の父であり本論で卑弥呼と推定する開化天皇の宗女（皇族女性）にあたる。この点でも、魏志倭人伝における「卑弥呼の宗女」という表現と整合する。加えて、「邪馬臺国」という表記を「ヤマト国」と音読すれば、これは奈良盆地の「大和国

(やまとのくに)」に一致することになる。このことから、邪馬台国の実体は奈良盆地を中心とした大和政権の前段階、あるいはそれに非常に近い存在であつた可能性が極めて高いと考える事ができる。

*方角における南の記載については誤記あるいは、情報統制、もしくは中国側の日本に対する位置への思い込み、または、邪馬台国の位置において、太陽の方角のように曖昧な情報により、日の出と南中時の日の方向への取り違い等考えられるが、情報不足であるため不明とするほか無いと思われる。

E. 三角縁神獸鏡の元号について

三角縁神獸鏡は、近畿地方を中心に数多く出土している銅鏡であり、その意匠には中国文化の影響が色濃くみられる。この鏡の中には、中国の年号（元号）を刻んだものも存在しているが、その中に「景初四年」と記されたものが発見されている。

しかし、実際の中国（魏）の年号では「景初」は三年までしか存在せず、四年は存在しない。

この矛盾について、本論では以下の仮説を提示する。

- 魏から倭国に送られた本物の景初三年銘の鏡を、日本側で模倣して製作した際、当時の日本（倭国）では春秋二倍暦を使用しており、年数の数え方が異なっていた。
- そのため、倍暦的に一年を二年と数えていた結果、景初三年から「景初四年」に“進んだ”年号が誤って刻まれた可能性がある。
- よって、中国の正規年号とは異なるが、倭国内の独自の暦法（倍暦）に基づいて誤った年号が生じたと考えることができる。

この仮説に立つと、景初四年銘の三角縁神獸鏡は、単なる偽造品ではなく、当時の倭国における暦の使い方の違い（倍暦の影響）を反映した結果であった可能性がある。

F. 一大率の存在について

魏志倭人伝によれば、伊都国には「一大率（いちだいそつ）」が置かれ、周辺諸国を監督していたと記されている。一大率について、在地諸国は恐れていたという記述があることから、軍事力を背景にした監察官的存在であり、各地の情勢を直接掌握する役割を果たしていたと考えることができる。

このことから推測されるのは、邪馬台国が伊都国を拠点としながら九州地方を統制しようとした構図である。すなわち、伊都国には、魏の使節や関係者が常駐する施設が設置され、そこを拠点に九州地方の状況把握が行われていたとみなせる。そこから外交・軍事の両面で伊都国が重要な役割を果たしていたことをうかがわせるだろう。

G. 倭迹迹日百襲姫および箸墓古墳について

倭迹迹日百襲姫（やまとととひももそひめ）は、第七代孝靈天皇の皇女であり、『日本書紀』によれば崇神天皇 7 年に神憑りして託宣を行い、崇神天皇 10 年に薨去、その後、古市の古墳に葬られたとされる。伝承では箸墓古墳がその墓であるとされることから、彼女を卑弥呼に比定する説も存在する。

しかし、『日本書紀』の記述を精査すると、倭迹迹日百襲姫は崇神天皇 6 年に豊鍬入姫命が天照大神の祭祀を開始した後に神憑りを行っており、それ以前に国政を担った形跡は見られない。この点から、倭迹迹日百襲姫を直接卑弥呼と同一視するには無理があるように思われる。

また、箸墓古墳は纏向遺跡に位置し、3 世紀半ばに造営されたと推定される巨大前方後円墳である。その規模は全国で第 11 位に達し、一皇女の墓にしては異例の大きさである。

この点について、本論では次の仮説を提示する。

- 5 世紀、倭の五王の時代に中国史書（三国志・魏志倭人伝または魏略）が倭国内にもたらされた。
- 当時の倭国では倍曆が使用されており、中国側の紀年と倭国内の年代とのズレが認識されていた。

- 倭人たちは魏志倭人伝の記事（247年に卑弥呼が死去し大きな墓が築かれた記録）を読み、たまたま同年（247年）に薨去した倭迹迹日百襲姫の陵墓（箸墓古墳）を、魏志倭人伝に記載された卑弥呼の墓と同一視した。
- これに基づき、「倭迹迹日百襲姫の墓＝箸墓古墳」とする認識が5世紀頃に形成され、後世の『日本書紀』編纂時にも受け継がれた可能性がある。

なお、三国志に注を加えた裴松之（372–451年）は、倭の五王時代（421–478/479年）の同時代人であり、三国時代の記録が当時注目されていた背景を考慮すると、倭国内で魏志倭人伝の内容が知られていたとしても不自然ではない。

以上から、本論では、箸墓古墳は本来、開化天皇または崇神天皇の真陵であった可能性もあり、5世紀時点で行われた歴史認識の再解釈によって、卑弥呼の墓と誤認された可能性を提示する。

6. 結び

以上の考察から、『日本書紀』の編年構造には以下の二つの根本的な特徴が存在することが明らかになった。

- 西暦 469 年（雄略天皇 13 年）までは春秋二倍暦が使用されていた。
- 仁徳天皇の前半在位期間の中に、神功皇后および応神天皇の期間が収束している。

この二点を前提に読み解くことで、従来、整合しないとされてきた『日本書紀』の記述が、魏志倭人伝や宋書倭国伝と矛盾なく対応することが示された。特に、倭の五王の比定や、邪馬台国の位置に関する問題、さらには欠史八代の存在についても、従来よりも高い整合性を持って説明することが可能となった。

また、『日本書紀』の編纂に際しては、意図的な改竄ではなく、倍暦の存在を失念したまま過去の記録を機械的に整理・割り当てた結果、現在見られるような編年上の混乱が生じた可能性が高いと推定できる。この点において、本論の仮説は、津田左右吉が提起した「意図的改変」説とは異なり、編纂時点での無理解による構造的誤認を重視している。

さらに、稻荷山古墳鉄剣の紀年（471 年）と暦法の変化の符合、景初四年銘三角縁神獸鏡の存在と倍暦運用との関係性などから見ても、本論の推定は一定の蓋然性を有していると考えられる。

したがって、今後の日本古代史研究においては、まず『日本書紀』そのものの年次構造を正確に理解し直すことが不可欠であり、その上で邪馬台国論争や欠史八代問題、倭の五王比定問題などの再検討が求められるであろう。

本論が提示した仮説はあくまで一つの試みであり、今後さらなる検証と議論を要するものである。しかし、基本史料の読み方に抜本的な視点転換を迫るものである以上、その意義は小さくないと考える。

(了)

参考文献

石原道博（編訳）、『新訂 魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝 — 中国正史日本伝 1』、岩波文庫 青 401-1、岩波書店、1985 年。

坂本太郎・井上光貞・家永三郎・大野晋（校注）、『日本書紀（一）』、岩波文庫 黄 4-1、岩波書店、1994 年。

坂本太郎・井上光貞・家永三郎・大野晋（校注）、『日本書紀（二）』、岩波文庫 黄 4-2、岩波書店、1994 年。

宇治谷孟（訳）、『日本書紀 上』、講談社学術文庫 833、講談社、1988 年。

次田真幸（全訳注）、『古事記（中）』、講談社学術文庫 208、講談社、1980 年。

笛山晴生・五味文彦・吉田伸之・鳥海靖（編集）、『（再訂版）詳説日本史資料集』、山

川出版社、2020 年。

（参考） Wikipedia 「春秋二倍暦説」における提唱者、「倭の五王」の年度「箸墓古

墳」のサイズ（墳丘長）についての確認、2025 年 4 月 29 日閲覧。

（参考） 堺市ホームページ「古墳大きさランキング（日本全国版）」、2025 年 4 月 29

日閲覧。

変更履歴

- ・「2. 日本書紀と魏志倭人伝」において景初 3 年に関する（補足）を追加した。また、本論全体について視認性向上のための段落・表の体裁修正を行った。—2025 年 8 月

- ・「3. 日本書紀と宋書倭国伝から見る倭の五王」内の(B) 倭の五王の比定」

「B-1. 日本書紀の紀年を準用した場合」において允恭天皇、安康天皇、雄略天皇の即位年が一年ズレていたので修正（＊この修正はこの部分を作成したときのみで他の部分についての倍歴からの変更想定年等には影響を与えません）—

2025 年 9 月 15 日

- ・倍歴の換算において皇紀における割当て見直したところ、仁徳天皇の生年が 391 年と推定されることを考慮すると半年のズレが生じていた。そこで再度計算及び当てはめを行ったところ、倍歴は雄略天皇の 12 及び 13 年（西暦 469 年）までであったため、その反映を行った。また稻荷山の鉄剣についての説明について 1 年

のラグがあるため文面の修正を行った。（＊この修正においても倭の五王の比定などの内容の骨子の部分についての変更は起こっていません）

「4. 次史八代」の Aにおいて「升」の読みがおかしかったので修正

—2025年9月16日

・「3. 日本書紀と宋書倭国伝から見る倭の五王」の「(B) 倭の五王の比定」内で下記の2点を修正（どちらも全体の論旨には影響しません）

(1) 「B-4 倍曆の修正と考古学的な裏付け」において2段落目について計算の数字が誤っていたので修正

(2) 「B-6 神功皇后紀・応神天皇紀について」 神功皇后の崩御時の年齢を101歳としてしまっていたため、100歳に修正し全体を調整、また「神功皇后・応神天皇・仁徳天皇の関係まとめ」の表の備考の一番目を修正。

—2025年9月26日

- ・「3. 日本書紀と宋書倭国伝から見る倭の五王」内の(B) 倭の五王の比定」

2025年9月15日の修正時に允恭天皇の崩御の想定年についても461年に修正する
予定だったのを失念していたのでその修正を行いました

(2025年9月26日の修正と同様に全体の趣旨に変更はありません)

—2025年10月22日

- ・「5. 邪馬台国論考」における「B. 卑弥呼について」B-2. 「日御子（ひのみこ）」

尊称仮説」の文末に、古事記の応神天皇記に出てくる歌についての（補記）を追加しました。（全体の趣旨に変更はありません）

—2025年11月6日